

令和 8 年度

第 3 回定例農業委員会会議録

令和 8 年 6 月 18 日 開催

令和 8 年 6 月 18 日 閉会

(場所) 綾川町綾南農村環境改善センター

令和8年度 第3回 綾川町農業委員会会議録

農委告示 第6号

令和8年度 第3回 農業委員会を次のとおり招集する。

令和8年6月15日

農業委員会会長 笹川 武義

召 集 令和8年6月15日

場 所 綾川町綾南農村環境改善センター

開 会 令和8年6月18日 午後 1時30分

閉 会 令和8年6月18日 午後 2時15分 (会期1日)

第1日目 (6月18日)

出席委員

14 名

1 番	笹川 武義	9 番	三好 直樹
2 番	國重 義廣	11 番	川西 正廣
3 番	末長 憲二	12 番	丸尾 説男
4 番	長尾 清	13 番	福家 範行
5 番	西川 謙三	16 番	松岡 正広
6 番	中島 美紀	17 番	松内 利和
7 番	佐藤 裕子	18 番	藤重 英子

農地利用最適化推進委員

参加 無

議事録署名委員

7 番 佐藤 裕子 委員、 9 番 三好 直樹 委員

欠席 8 番 滝川 廣男 委員、 10 番 金滝 耕治 委員

14 番 横井 博美 委員 15 番 長川 富雄 委員

公務のため出席した者の職氏名

事務局長 田岡 大史

事務局代理 葛西 謙一 事務局代理 三好勇太

傍聴人 0 人

議 事 日 程

令和 8 年 6 月 18 日

- 第 1 会期の決定について
- 第 2 議事録署名委員の指名について
- 第 3 議案第 1 号 農地法第 3 条（農業委員会）について
- 第 4 議案第 2 号 農地法第 4 条（県知事）について
- 第 5 議案第 3 号 農地法第 5 条（県知事）について
- 第 6 議案第 4 号 農用地利用集積等促進計画の公告について（一括契約）
- 第 7 議案第 5 号 綾川農業振興地域整備計画に係る農用地利用計画の変更について
- 第 8 報告第 1 号 農地法第 18 条（通知）について
- 第 9 報告第 2 号 地域計画の変更について

令和 8 年 6 月 農業委員会議事録

午後 1 時 30 分 開会

職務代理

みなさま、こんにちは。定刻がまいりましたので、ただいまから令和 8 年度第 3 回農業委員会を開催します。出席者の方へのお願いです。携帯電話をお持ちの方は、本会開催中、マナーモード若しくは、電源をお切りいただきますようお願いいたします。それでは、会長よりご挨拶をお願いします。

会長

【挨拶】

職務代理

ありがとうございました。続きまして、事務局よりご挨拶をお願いします。

事務局

【挨拶】

職務代理

ありがとうございました。それでは、議事に移ります。議事進行につきましては、通例により、笹川会長、お願いします。

議長

それでは議事に移ります。

本日の欠席者は、8 番 滝川 廣男 委員、10 番 金滝 耕治 委員、
14 番 横井 博美 委員 15 番 長川 富雄 委員 です。

よって、農業委員出席者は、14 名です。会期の決定ですが、会期は本日 1 日限りいたします。なお、「議事録署名委員の指名について」ですが、私の方で指名してよろしいでしょうか。

委員一同

はい。

議長

本日の議事録署名人には、7 番 佐藤 裕子 委員
9 番 三好 直樹 委員を指名します。

議長

本日の議案の審議に移ります。第1号議案について、事務局より説明願います。

事務局

議案第1号、農地法第3条の規定による許可申請について説明致します。今月は2件です。

議案第1号-1

地 図： 
権利等： 所有権移転 有償売買 総額 50 万円
申請地：  畑 87 m²
譲渡人： 
譲受人： 

申請に至った理由ですが新たに就農を考えていた譲受人が、譲渡人との間に売買の合意が取れたため、本申請に至ったものです。譲受人の経営面積はありませんが、取得後の営農計画としては、露地野菜を予定しております。

譲受人の農作業暦はありませんが。農作業の従事日数は180日を予定しており、機械の所有状況については、家族所有のトラクター、軽トラックが各1台あります。

また、露地野菜の作付け計画であることから、周囲への影響も無いものと考えます。

対象農地までの通作距離は、自宅から0.1km未満、徒歩で1分であり、通作可能な圏内に居住するものと考えられます。以上の理由により、農地法第3条第2項各号に照らしましたところ、これらには該当しないことから、許可相当と考えます。

議案第1号-2

地 図： 
権利等： 所有権移転 有償売買 総額 65 万円
申請地：  田 6,416 m² 他2筆
譲渡人： 
譲受人： 

申請に至った理由ですが、譲渡人は農業の廃止を検討しており、申請地については近隣農地を管理する譲受人に打診したところ合意が得られたため、本申請に至ったものです。

譲受人の経営面積は、自作地が6,000 m²、貸付地と合わせて18,259 m²あり、経営地については全て適切に維持管理されています。

取得後の営農計画としては、水稻及び麦作を予定しております。

譲受人の農作業暦は40年、農作業の従事日数は300日で、機械の所有状況については、トラクター、コンバイン、田植機、籾摺り機、軽トラックが各1台、乾燥機が4台、農舎が720 m²あります。

水稻及び麦の作付け計画であることから、周囲への影響も無いものと考えます。

対象農地までの通作距離は、自宅から0.5km未満、自動車ですぐであり、通作可能

な圏内に居住するものと考えられます。

以上の理由により、農地法第3条第2項各号に照らしましたところ、これらには該当しないことから、許可相当と考えます。

以上、ご審議のほどよろしくお願い致します。

議長

議案第1号についてご質問はありませんか。

委員一同

なし

議長

続きまして、議案第2号について、事務局より説明をお願いします。

事務局

それでは、議案第2号「農地法第4条の規定による許可申請」について説明致します。
今月は3件です。

議案第2号ー1

地図・図面： 

申請地：  畑 458 m² 合計 458 m²

併用地：  宅地 543.06 m² 総合計 1001.06 m²

農地区分： 2種農地

申請者： 

転用目的： 宅地拡張

用途： 宅地

施設の概要： カーポート 平屋建 1棟 54.00 m²、(新規計画)

物置 平屋建 1棟 9.00 m² (既存)

物置 平屋建 1棟 14.70 m² (既存)

利用率： 敷地面積 911.13 m²、建築面積 274.15 m² 30.00% (≧30%)

資金内訳： 土地代 0 万円、造成費 0 万円、建築費 100 万円

合計 100 万円

<内訳> 自己資金 100 万円、借入金 0 万円

工事期間： R8.8.15～R8.12.31

造成： 造成済みのため無

雨水： 自然浸透

汚水 : 該当なし
他法令許可 : 該当なし
水利 :
隣接同意 : 該当なし
始末書 : 添付あり

申請地は4月の農業委員会にて農振除外の申請があった土地です。

申請人は、車両を4台所有していたため車両置場が不足していたことから、数年前に自宅東側の農地を造成し、車両置場及び進入路をして整備しこれまで利用してきました。

この度、農地取得に当たり所有地を調査したところ転用許可が未了のまま造成されていることが判明し、是正に向けて申請するものです。

本申請の利用としましては既存の物置2棟に合わせて新規にカーポート平屋建て1棟が計画されています。

申請人からは、本申請地において未申請のまま造成に着手してしまっていることを反省し、適切な手続きを行うことの始末書が添付されています。近隣への影響等はなく、面積等規模も妥当であることから問題ないと思われます。

議案第2号ー2

地図・図面 :
申請地 : 畑 280 m² 他1筆 合計 754 m²
併用地 : 宅地 674.12 m² 総合計 1428.12 m²
農地区分 : 2種農地
申請者 :
転用目的 : 宅地拡張
用途 : 宅地
施設の概要 : 住宅 2階建(既存) 1棟 340.54 m²、
納屋 平屋建2棟 (既存) 91.17 m² 、(新設) 120.86 m²
利用率 : 敷地面積 1428.12 m²、建築面積 552.57 m² 38.69%
資金内訳 : 土地代 0 万円、造成費 500 万円、建築費 2,000 万円
合計 2,500 万円

<内訳> 自己資金 0 万円、借入金 2,500 万円

工事期間 : R8.8.10～R9.3.31
造成 : 整地のみ
雨水 : 自然浸透及び既設排水施設から地先水路へ排水
汚水 : 該当なし
他法令許可 : 該当なし
水利 :
隣接同意 : 該当なし

始末書 : 添付あり

この申請地についても4月の農業委員会にて農振除外の申請があった土地です。

地域計画区域内であったため、令和8年5月14日 変更公告済みです。

申請人は、苺農家として栽培用の資材や農耕用車両の保管場所が手狭であるため、農家住宅の拡張をするべく納屋の建築を計画いたしました。

この度、転用申請に当たり所有地を調査したところ既設の納屋1棟が転用許可が未了のまま造成されていることが判明し、是正に向けて申請するものです。

申請人からは、本申請地において未申請のまま申請者の父親が納屋の建築に着手してしまっていることを反省し、適切な手続きを行うことの始末書が添付されています。近隣への影響等はなく、面積等規模も妥当であることから問題ないと思われます。

議案第2号-3

地図・図面 : 

申請地 :  畑 148 m²

併用地 :  宅地等 781.37 m² 総合計 929.37 m²

農地区分 : 2種農地

申請者 : 

転用目的 : 宅地拡張

用途 : 宅地

施設の概要 : 住宅 平屋建 1棟 152.53 m²、
物置 平屋建 1棟 89.30 m²
カーポート 平屋建 1棟 23.92 m²
駐輪スペース 平屋建 1棟 8.00 m² (全て既存)

利用率 : 敷地面積 929.37 m²、建築面積 286.707 m² 30.84%

資金内訳 : 土地代 0 万円、造成費 0 万円、建築費 0 万円
合計 0 万円 (資金調達はなし)

工事期間 : H7年 工事年月日不詳

造成 : 整地のみ

雨水 : 既設排水管使用

污水 : 該当なし

他法令許可 : 該当なし

水利 : 該当なし

隣接同意 : 該当なし

始末書 : 添付あり

本申請については平成7年頃に農機具置き場として物置等を設置して利用してきましたが、転用申請や登記地目の変更までには至っていなかったため今回申請に至りました。

申請人からは、本申請地において未申請のまま申請者の父親が納屋の建築に着手してしまっていることを反省し、適切な手続きを行うことの始末書が添付されています。近隣への影響等はなく、面積等規模も妥当であることから問題ないと思われます。

以上、ご審議のほど、よろしくお願い致します。

議長

議案第 2 号について、ご質問はございませんか。

委員一同

なし

議長

続きまして、議案第 3 号について事務局より説明をお願いします。

事務局

まず、議案第 3 号「農地法第 5 条の規定による許可申請」についてですが、説明の前に議案の修正についてお知らせいたします。今回 5 条議案第 3 号-1 についてですが、本日の定例会議までに水利の同意書が提出されるとのことで議案に上げさせていただいておりましたが、本日までに同意書が確認できなかったため、一旦議案の取り下げをさせていただきます。来月以降、必要書類が提出された後に、委員の皆様にお諮りさせていただきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

それでは議案第 3 号「農地法第 5 条の規定による許可申請」について説明させていただきます。

今月は 1 件です。

議案第 3 号-2 をご覧ください。

地図・図面：	■■■■■■■■■■
権利設定：	所有権移転
申請地：	■■■■■■■■■■ 畑 計 2,389 m ²
併用地：	■■■■■■■■■■ 雑種地 97 m ²
	総合計 2,486.00 m ²
農地区分：	2 種農地
譲渡人：	■■■■■■■■■■
譲受人：	■■■■■■■■■■

転用目的 : 露天駐車場用地
用途 : 露天駐車場用地
施設の概要 : 該当なし
利用率 : 該当なし
資金内訳 : 土地代 100 万円、造成費 330 万円、建築費 0 万円
合計 430 万円
＜内訳＞自己資金 430 万円、借入金 0 万円
工事期間 : R8. 10. 1～R8. 12. 15
造成 : 盛土 30 cm 路盤（再生クラッシャーラン）
切土 なし
コンクリート擁壁 なし
法面 なし
雨水 : 浸透マス設置
污水 : なし
他法令許可 : 町建設課と調整中
水利 : XXXXXXXXXX
隣接同意 : 該当なし
始末書 : 顛末書添付あり

本案件につきまして、転用者は、XXXXXXXXXXで、XXXXXXXXXXに本社があり、平成28年に設立、資本金900万円で、主に自動車の整備、修理業を営む法人です。

転用目的は露天駐車場用地で、所有権を移転しようとするものです。

申請地は、XXXXXXXXXXで、第2種農地です。転用面積は、2,389㎡、地目は畑になります。併せて利用する土地は97.0㎡で合計2,486㎡です。

本申請の利用計画につきましては10トン大型トラックを含む露天駐車場、32区画の確保をするものです。

資金計画は、土地代100万円、造成費330万円、建築費0万円、合計430万円で、これを全額全額自己資金で賄うものです。

転用に及んだ理由ですが、これまでは申請地近隣の賃借地にて事務所兼駐車場を使用していましたが大型の搬入が手狭であること、また、現在の事務所がある賃借地が農地であり、所有者の建設した建物が無断転用地に立地していることが判明したため、当該農地から事業所を撤退させるために、新たに用地が必要となりました。

今回申請にあたり、賃借地から5年程度で事業所を移転するという顛末書も添付されており、当該計画の内容については県許可担当課である（農業経営課）とも協議済みです。

場所選定の経緯としましては、既存事務所及び駐車場の近隣で管理しやすく、県道にも面しており大型車両の出入りし易いため選定に至りました。また申請地は売却を希望していた土地所有者との間で話が整ったため本申請に至ったものです。

候補地の比較検討が適切になされていること、被害防除計画書が提出されていること、事業計画も妥当であると考えられること、地権者の方とも売買で合意できたため申請に至

りました。近隣への影響等はなく、面積等規模も妥当であることから問題ないと思われます。

以上、ご審議のほど、よろしくお願い致します。

議長

議案第 3 号について、ご質問はございませんか。

委員一同

なし

議長

続きまして、議案第 4 号について事務局より説明を願います。

事務局

はい。議案第 4 号農地機構を通じた利用権設定について説明します。

契約件数： 46 件 合計 45,635 m²

新規契約： 1～21、23～39、46 番 39 件 35,907 m²

移転・再貸付： 22、40～45 番 7 件 9,728 m²

貸付先は、記載のとおりとなっております。

以上、審議のほどよろしく申し上げます。

議長

議案第 4 号について、ご質問はございませんか。

委員一同

なし

議長

議案第 4 号についてご質問はございませんか。

委員一同

なし

議長

続きまして、続きまして、議案第 5 号について事務局より説明を願います。

事務局

それでは、議案第 5 号「綾川農業振興地域整備計画に係る農用地利用計画の変更」について説明致します。今月は、除外案件が 2 件と編入案件が 1 件です。

議案第 5 号－1（除外）

地図・図面： 

申出区分： 農用地からの除外

申請地：  田 357 m²

併用地：  農道

除外前用途： 農地

除外後用途： 農機具置場

土地所有者： 

地区分： 2 種農地

説明：

【施設の概要】

【資金内訳】 土地代 0 万円、造成費 200 万円、建築費 0 万円

合計 200 万円 <内訳> 自己資金 200 万円、借入金 0 万円

申請人は、認定農業者として水稻 12ha と小麦 14ha を中心に営農しています。現在経営規模を拡大しているなか、所有する農機具が増えたこと、昨年まで農機具置場として借用していた土地が使用できなくなったため、新たな農機具置場の整備が必須であり、営農への影響が軽微な申請地を選定しました。

【工事着工時期】 令和 8 年 10 月

【供用開始時期】 令和 8 年 11 月

【造成】 天土除去後、砕石による盛土後、表層に 4 cm の舗装

【排水】 雨水：既設排水溝から地先の既設道路側溝へ排水 汚水：なし

申請地は、立地条件その他から判断し適当な場所であり、今後の当該地域の農業振興施策の実施に支障を与えるものではないとして、「やむを得ないもの」との香川県農協及び学池水利組合の連名による意見書が添えられております。

これらにより、農用地からの除外について「農業振興地域の整備に関する法律」第 13 条第 2 項各号に照らし、除外することが妥当であるものと考えます。

議案第 5 号－2（除外）

地図・図面： 

申出区分： 農用地からの除外

申請地：  田 649 m²のうち 364 m²

併用地：  宅地 641.80 m²のうち 35.33 m²

除外前用途： 農地

除外後用途： 分家住宅

土地所有者： 

地区分： 2種農地

【施設の概要】 住宅平屋建（新設）1棟 149.67 m²、

【資金内訳】 土地代 0 万円、造成費 300 万円、建築費 3,500 万円

合計 3,800 万円 <内訳> 自己資金 0 万円、借入金 3,800 万円

申請人は、現在家族 4 人で借家にて暮らしていますが、手狭であることから、新たな住宅の建築を計画しました。将来的に耕作を引き継ぐ事情もあり、また将来的な親の介護等の事情から、貸人の所有地の中で候補地を検討した結果、申請地が実家に最も近くに位置し、営農への影響も軽微であることから選定しました。

【工事着工時期】 令和 8 年 10 月 【供用開始時期】 令和 9 年 6 月

【造成】 地盤改良後、花崗土による盛土

【排水】 雨水：既設排水施設から北側町道内水路へ排水

汚水：合併浄化槽による処理後、北側町道内水路へ排水

【利用率】 敷地面積 364 m²、建築面積 149.67 m² 50.9%

申請地は、立地条件その他から判断し適当な場所であり、今後の当該地域の農業振興施策の実施に支障を与えるものではないとして、「やむを得ないもの」との香川県農協及び下永富池土地改良区の連名による意見書が添えられております。これらにより、農用地からの除外について「農業振興地域の整備に関する法律」第 13 条第 2 項各号に照らし、除外することが妥当であるものと考えます。

議案第 5 号－1（編入）

地図・図面： 

申出区分： 農用地区域への編入

申請地：  田 1,686 m²外 6 筆 3,489 m²

編入後の用途： 田・畑

土地所有者： 

周辺農地と一体的に保全するために農振農用地へ編入するものです。

申請地は現状申請人の耕作地である。周辺農地と一体的に保全し、農業上の利用を確保するために編入申出がなされたものであり、編入は妥当なものであると考えます。

以上、審議のほどよろしくお願いします。

議長

議案第 5 号についてご質問はございませんか。

委員一同

なし

議長

続きまして、報告第 1 号について事務局より説明をお願いします。

事務局

報告第 1 号、農地法第 18 条の規定による合意解約の届出について説明します。今月は 3 件です。

報告 1-1

賃貸人：[REDACTED]

賃借人：[REDACTED]

転貸人：高松市仏生山町 （公財）香川県農地機構

申請地：[REDACTED] 田 582 m²外 1 筆 合計 2,239 m²

解約日：令和 8 年 5 月 15 日

説 明：転用目的の解約で、離作補償はありません。

報告 1-2

賃貸人：[REDACTED]

賃借人：[REDACTED]

転貸人：高松市仏生山町 （公財）香川県農地機構

申請地：[REDACTED] 田 582 m²外 1 筆 合計 2,239 m²

解約日：令和 8 年 5 月 15 日

説 明：転用目的の解約で、離作補償はありません。

報告 1-3

賃貸人：[REDACTED]

賃借人：[REDACTED]

転貸人：高松市仏生山町 （公財）香川県農地機構

申請地：[REDACTED] 田 1,758 m²外 1 筆 合計 4,464 m²

解約日：令和 8 年 5 月 31 日

説 明：耕作者変更による利用権の解約で、離作補償はありません。

以上です。よろしくお願いします。

議長

報告第 1 号について、ご質問はありませんか。

委員一同

なし

議長

続きまして、報告第 2 号について事務局より説明をお願いします。

事務局

綾川町地域計画の変更について

今月は地域計画からの除外が 2 件、編入が 7 件となっております。

議案書 P.10 から P.11 をご覧ください。

昭和地区において地域計画に位置付けられている農地について、地域計画から除外するものです。

今回の対象農地は、議案第 7 号の「綾川町農業振興地域整備計画に係る農用地利用計画の変更について」でも協議した農地であり、農地転用のために地域計画からの除外を行うもの、および周辺農地と一体的に保全することで地域農業の維持に資するため、地域計画へ編入を行うものとなっております。

農用地利用計画の変更や農地転用を行う際には、地域計画の達成への支障がないことが要件の一つとなっており、地域計画の達成へ支障が出ないように転用申請等に先駆けて対象農地を地域計画の区域から除外する手続きを行っております。

続いて、議案書 P.12 をご覧ください。

変更を行う地区の地域計画について、新旧対照表を記載してあります。変更箇所については、下線で表示しており、除外と編入をすることによって数値の変更がありましたので、それを表示しております。

地域計画の変更手続きについては、2 週間の公告縦覧期間を経た後に公表を予定しております。

説明は以上でございます。

議長

報告第 2 号について、ご質問はありませんか。

委員一同

なし

議長

以上ですべての議案についての説明、質疑が終了しました。

それでは、採決に入ります。

本日提案された議案の第 1 号議案から第 5 号議案について、原案通り賛成する方の挙手を求めます。

委員一同

全員挙手

議長

全員の方の挙手をいただきましたので、議案はすべて承認されました。以上で本日の日程はすべて終了しました。ありがとうございました。

職務代理

本日も各委員さんのご協力により定例農業委員会が無事終了致しました。慎重なご審議ありがとうございました。それでは、第3回定例農業委員会を閉会いたします。

午後 2時 15分

閉会

(ここから農業委員会協議会進行表)

1. 開 会

職務代理

皆様お疲れ様でした。引き続きまして、農業委員協議会を開催いたします。

2. 協議事項

職務代理

それでは、協議事項に入りたいと思います。説明については、事務局よりよろしくお願ひします。

【 説明 】

(進行例)

★協議事項の中で、決議を取る必要がある場合。

会長

(例) 事務局より〇〇について説明がありましたが、いかがいたしましょうか。

★協議の中で、意見が割れた場合。

会長

(例) それでは、多数決で決定したいと思います。〇〇に賛成の方は挙手をお願いします。

賛成多数で、〇〇については、〇〇といたします。

職務代理

以上、協議事項について終了しましたが、その他皆様より何かありますか。

ある場合

〇〇委員

※話の内容によって、決議を取る場合は進行例に従って進行。

職務代理 (ない場合)

無いようでしたら、協議事項についてはこれで終了します。

3. 閉 会

職務代理

それでは、農業委員協議会を終了いたします。本日は、ありがとうございました。